

介護サービス計画作成に係る資料提供申請書

令和 年 月 日

様

本荘由利広域市町村圏組合介護サービス計画作成の情報提供に関する取り扱い第4条の規定により、次のとおり介護保険被保険者の要介護認定および要支援認定に係る情報が記載された資料の写しを提供されるよう申請します。

なお、当該資料の提供を受けた場合は、裏面の事項を遵守することを誓約します。

申請者	事業者又は施設	名称		電話番号	() -			
		所在地						
	被保険者との関係	☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 介護保険施設 ☐ その他()						
被保険者番号			氏名	生年月日	提供を求める資料			
					調査票 (概況)	調査票 (基本)	調査票 (特記)	主治医 意見書
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				

注1 必要な資料に○印を付けてください。
2 被保険者が多数の場合は、別葉にするなど適宜修正して申請ください。

※これより下は記入しないでください。

課長	課長補佐	班長	班員	構成市受付	開示日

【遵守事項】

- ◆ 私は、提供を受けた資料の取り扱いについて、次の事項を遵守することを約束します。
1. 提供を受けた資料にかかる被保険者の介護サービス計画（居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画）の作成以外の目的で当該資料を使用することはありません。
 2. 提供を受けた資料は、厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めます。また、他の者に対して、当該被保険者及びその親族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
 3. 提供を受けた資料は、介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、または複製しません。
 4. 当該被保険者との居宅介護支援または施設サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、または複製したものを含む。）を責任をもって破棄します。
 5. 提供を受けた認定審査資料の提示または提出若しくは返還を、組合または組合構成市から求められたときは、いつでもこれに応じます。

上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料の提供が受けられなくなる場合があります。